

令和5年11月定例会

建設委員会資料  
( 建設部 )



秋田市太平山スキー場条例新旧対照表

改 正 案				現 行								
第1条～第14条 (略) 別表 (第3条関係)				第1条～第14条 (略) 別表 (第3条関係)								
施設の 種類	利用料金 (限度額)			施設の 種類	利用料金 (限度額)							
	区分		単位		金額	区分		単位	金額			
リフト	個人 利用	一般		1人1回につき	一般		1人1回につき	315円	一般		1人1回につき	210円
		小学生以下			157円	小学生以下		105円				
		高齢者			235円	高齢者		157円				
	個人 利用	一般	1日利用	1人につき	3,142円	一般	1日利用	1人につき	2,095円			
			4時間利用		1,885円		4時間利用		1,257円			
		小学生以下	1日利用		1,572円	小学生以下	1日利用		1,048円			
			4時間利用		943円		4時間利用		629円			
		高齢者	1日利用		2,356円	高齢者	1日利用		1,571円			
			4時間利用		1,414円		4時間利用		943円			
	個人 利用	一般	1シーズン利用	1人につき	31,428円	一般	1シーズン利用	1人につき	20,952円			
			1シーズンの夜間利用		18,856円		1シーズンの夜間利用		12,571円			
		小学生以下	1シーズン利用		15,714円	小学生以下	1シーズン利用		10,476円			
			1シーズンの夜間利用		9,429円		1シーズンの夜間利用		6,286円			
	高齢者	1シーズン利用	23,571円	高齢者	1シーズン利用	15,714円						
		1シーズンの夜間利用	14,143円		1シーズンの夜間利用	9,429円						
団体 利用	一般	1日利用	1人につき	2,829円	団体 利用	一般	1日利用	1人につき	1,886円			
	小学生以下	1,414円		小学生以下		943円						
	高齢者	2,121円		高齢者		1,414円						
備考 1 回数券 (11回利用券) は、一般 <u>3,150円</u> 、小学生以下 <u>1,570円</u> 、高齢者 <u>2,350円</u> とする。 2～7 (略)				備考 1 回数券 (11回利用券) は、一般 <u>2,100円</u> 、小学生以下 <u>1,050円</u> 、高齢者 <u>1,570円</u> とする。 2～7 (略)								

使用料等改定対象施設概要書 (No. 001)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 秋田市太平山スキー場
- 2 所在地 秋田市仁別字蛇馬目沢 1 1 1 番地
- 3 規模等
- (1) 構造等 ゲレンデ 6 コース、高速クワッド 1 基、ペアリフト 2 基  
ナイター設備
- (2) 面積 1,180,000㎡ (スキー場面積)
- (3) 開設年月 平成 4 年 1 2 月 2 0 日
- (4) 料金改定年月日 平成 2 6 年 4 月 1 日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
令和元年 1 0 月 1 日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和 4 年度 31,880 人
- (6) 貸出区分・料金体系

施設の 種類	区分		単位	利用料金 (限度額)			
				改定前料金	改定後料金		
リフト	個人利用	一般		1 人 1 回につ き	210円	315円	
		小学生以下			105円	157円	
		高齢者			157円	235円	
		一般		1 日利用	1 人につ き	2,095円	3,142円
		小学生以下				1,048円	1,572円
		高齢者				1,571円	2,356円
		一般		4 時間利用	1 人につ き	1,257円	1,885円
		小学生以下				629円	943円
		高齢者				943円	1,414円
		一般		1 シーズン利用	1 人につ き	20,952円	31,428円
		小学生以下				10,476円	15,714円
		高齢者				15,714円	23,571円
	一般		1 シーズンの夜 間利用	1 人につ き	12,571円	18,856円	
	小学生以下				6,286円	9,429円	
	高齢者				9,429円	14,143円	
	団体利用	一般		1 日利用	1,886円	2,829円	
		小学生以下			943円	1,414円	
		高齢者			1,414円	2,121円	
回数券	一般		1 1 回利用券	2,100円	3,150円		
	小学生以下			1,050円	1,570円		
	高齢者			1,570円	2,350円		

- ※ 高齢者とは、60歳以上の利用者。
- ※ 1日利用とは、午前9時から午後4時までの利用。
- ※ 4時間利用とは、午前9時から午後9時までの間における連続4時間の利用。
- ※ 夜間利用とは、午後5時から午後9時までの利用。
- ※ 団体利用とは、15人以上の団体での利用。

#### 4 施設写真



秋田市都市公園条例新旧対照表

改 正 案						現 行								
第1条～第17条 (略)						第1条～第17条 (略)								
別表第1 (第9条関係)						別表第1 (第9条関係)								
ア およびイ (略)						ア およびイ (略)								
ウ 第3条第1項又は第2項の許可に係る行為をする場合の使用料						ウ 第3条第1項又は第2項の許可に係る行為をする場合の使用料								
区 分		単 位		金 額		区 分		単 位		金 額				
物品の販売、募金その他これらに類する行為		1人1日につき		310円		物品の販売、募金その他これらに類する行為		1人1日につき		210円				
業としての写真又は映画の撮影		写真		1人1日につき		業としての写真又は映画の撮影		写真		1人1日につき				
		(略)				(略)								
興業、競技会、展示会、博覧会その他これらに準ずる大規模な集会もしくは催物又は花火もしくはのろしの打ち上げ		その他の公園		使用面積6平方メートルまで		興業、競技会、展示会、博覧会その他これらに準ずる大規模な集会もしくは催物又は花火もしくはのろしの打ち上げ		その他の公園		使用面積6平方メートルまで				
				1日につき						1日につき				
										430円				
				使用面積6平方メートルを超える3平方メートルまでごとに						210円				
別表第2 (第8条、第9条関係)						別表第2 (第8条、第9条関係)								
公園名	有料公園施設の種別又は名称	使 用 料				備 考	公園名	有料公園施設の種別又は名称	使 用 料				備 考	
		区 分	単 位	金 額					区 分	単 位	金 額			
千秋公園	久保田城御隅櫓	(略)				団体使用とは、20人以上の団体で使用する場合をいう。	千秋公園	久保田城御隅櫓	(略)				団体使用とは、20人以上の団体で使用する場合をいう。	
		個人使用	一般	1人1	150円				回につき	個人使用	一般	1人1		100円
			(略)		(略)						(略)	(略)		
		団体使用	一般	き	120円				(略)	団体使用	一般	き		80円
(略)			(略)	(略)	(略)									
八橋運動公園	陸上競技場	貸切使用	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間	11,620円	貸切使用	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間	7,750円	
				アマチュアスポーツ以外に使用する場合	高校生以下	につき	無料(大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、5,810円)			アマチュアスポーツ以外に使用する場合	高校生以下	につき	無料(大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、3,870円)	
					1日につき	最高入場料の額の100人分に相当する額(233,070円に満たない場合は、233,070円とする。)	1日につき				最高入場料の額の100人分に相当する額(155,380円に満たない場合は、155,380円とする。)			

入場料を徴収しない場合	アマチユアスポーツに使用する場合	一般高校生以下	1時間につき	5,800円	
	アマチユアスポーツ以外に使用する場合			29,070円	
個人使用	一般		1人1日につき	460円	
	高校生以下			無料（市民以外の者が使用するときは、230円）	
	一般		1人1年につき	7,840円	
高校生以下			無料（市民以外の者が使用するときは、3,920円）		
(略)					

(略)							
硬式野球場	貸切使用	入場料を徴収する場合	アマチユアスポーツに使用する場合	一般高校生以下	1時間につき	7,210円	会議室の使用（冷暖房設備の使用を含む。）および放送設備の使用を含む。
			アマチユアスポーツ以外に使用する場合		1日につき	最高入場料の額の100人分に相当する額（その額が161,850円に満たない場合は、161,850円とする。）	
		入場料を徴収しない場合	アマチユアスポーツに使用する場合	一般高校生以下	1時間につき	2,350円	

入場料を徴収しない場合	アマチユアスポーツに使用する場合	一般高校生以下	1時間につき	3,870円	
	アマチユアスポーツ以外に使用する場合			19,380円	
個人使用	一般		1人1日につき	310円	
	高校生以下			無料（市民以外の者が使用するときは、150円）	
	一般		1人1年につき	5,230円	
高校生以下			無料（市民以外の者が使用するときは、2,610円）		
(略)					

(略)							
硬式野球場	貸切使用	入場料を徴収する場合	アマチユアスポーツに使用する場合	一般高校生以下	1時間につき	4,810円	会議室の使用（冷暖房設備の使用を含む。）および放送設備の使用を含む。
			アマチユアスポーツ以外に使用する場合		1日につき	最高入場料の額の100人分に相当する額（その額が107,900円に満たない場合は、107,900円とする。）	
		入場料を徴収しない場合	アマチユアスポーツに使用する場合	一般高校生以下	1時間につき	1,570円	

			する場合			るとき、又は市民以外の者が使用するときは、 <u>780</u> 円)
			アマチュアスポーツ以外に使用する場合			<u>7,210</u> 円)

(略)

相撲場	貸切使用	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間	<u>220</u> 円	無料(大会、講習会等に使用する時、又は市民以外の者が使用する時は、 <u>220</u> 円)
			高校生以下	につき		
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合			<u>1,090</u> 円	

球技場	貸切使用	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間	<u>11,770</u> 円	会議研修室および役員記録室の使用(冷暖房設備の使用を含む。)ならば、 <u>5,800</u> 円)
			高校生以下	につき			
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合		1日につき	最高入場料の額の100人分に相当する額(その額が <u>235,710</u> 円に満たない場合は、 <u>235,710</u> 円とする。)	ドの使用を含む。夜間照明設備を使用する場合は、1時間につき2,090円を加算する。	
		入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間	<u>5,800</u> 円	無料(大会、講習会等に使用する時、又は市民以外の者が使用する時は、 <u>1,960</u> 円)
			高校生以下	につき			

			する場合			るとき、又は市民以外の者が使用するときは、 <u>520</u> 円)
			アマチュアスポーツ以外に使用する場合			<u>4,810</u> 円)

(略)

相撲場	貸切使用	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間	<u>150</u> 円	無料(大会、講習会等に使用する時、又は市民以外の者が使用する時は、 <u>150</u> 円)
			高校生以下	につき		
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合			<u>730</u> 円	

球技場	貸切使用	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間	<u>7,850</u> 円	会議研修室および役員記録室の使用(冷暖房設備の使用を含む。)ならば、 <u>3,870</u> 円)
			高校生以下	につき			
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合		1日につき	最高入場料の額の100人分に相当する額(その額が <u>157,140</u> 円に満たない場合は、 <u>157,140</u> 円とする。)	ドの使用を含む。夜間照明設備を使用する場合は、1時間につき2,090円を加算する。	
		入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間	<u>3,870</u> 円	無料(大会、講習会等に使用する時、又は市民以外の者が使用する時は、 <u>1,310</u> 円)
			高校生以下	につき			



					するとき は、 <u>300</u> 円)	ウンド全 体を照明 するため に、90灯 を点灯す ることを いう。)に あつては 1,670円 、部分点 灯(主に ソフトボ ール競技 、陸上競 技等に必 要な範囲 を照明す るため に、48灯 を点灯す ることを いう。)に あつては 830円を 加算する。					するとき は、 <u>210</u> 円)	ウンド全 体を照明 するため に、90灯 を点灯す ることを いう。)に あつては 1,670円 、部分点 灯(主に ソフトボ ール競技 、陸上競 技等に必 要な範囲 を照明す るため に、48灯 を点灯す ることを いう。)に あつては 830円を 加算する。	
古川 町街 区公 園	土崎市民 グラウン ド	貸切使 用	一般 高校生以下	1時間 につき	<u>610</u> 円 無料(大 会、講習 会等に使 用する とき、又 は市民以 外の者が 使用する ときは、 <u>300</u> 円)		古川 町街 区公 園	土崎市民 グラウン ド	貸切使 用	一般 高校生以下	1時間 につき	<u>410</u> 円 無料(大 会、講習 会等に使 用する とき、又 は市民以 外の者が 使用する ときは、 <u>210</u> 円)	
			(略)		(略)					(略)		(略)	
雄物 川河 川緑 地	野球場	貸切使 用	一般 高校生以下	1面1 時間 につき	<u>610</u> 円 無料(大 会、講習 会等に使 用する とき、又 は市民以 外の者が 使用する ときは、 <u>300</u> 円)		雄物 川河 川緑 地	野球場	貸切使 用	一般 高校生以下	1面1 時間 につき	<u>410</u> 円 無料(大 会、講習 会等に使 用する とき、又 は市民以 外の者が 使用する ときは、 <u>210</u> 円)	
	テニスコ ート	貸切使 用	一般 高校生以下	1面1 時間 につき	<u>150</u> 円 無料(大 会、講習 会等に使 用する とき、又 は市民以 外の者が 使用する			テニスコ ート	貸切使 用	一般 高校生以下	1面1 時間 につき	<u>100</u> 円 無料(大 会、講習 会等に使 用する とき、又 は市民以 外の者が 使用する	

						するとき は、 <u>70円</u> )			
一つ 森公 園	国指定重 要文化財 旧黒澤家 住宅	個人使 用 団体使 用	一般	1人1		<u>150円</u>	団体使用 とは、20 人以上の 団体で使 用する場 合をいう。		
			(略)	回につ き		(略)			
			一般			<u>120円</u>			
			(略)			(略)			
コミュニ ティ体育 館（アリ ーナに限 る。）	貸切使 用で入 場料を 徴収し ない場 合	市民が体 育に使用 するとき。 市民以外 の者が体 育に使用 するとき。	全面	一般	1時間	<u>780円</u>	無料（大 会、講習会 等を使用す るとき、又 は市民以外 の者が使用 するときは 、 <u>390円</u> ) 無料（大 会、講習会 等を使用す るとき、又 は市民以外 の者が使用 するときは 、 <u>190円</u> ) 無料（大 会、講習会 等を使用す るとき、又 は市民以外 の者が使用 するときは 、 <u>90円</u> )		
				一般	高校生 以下			<u>390円</u>	
				全面	一般				<u>390円</u>
				全面	一般				<u>390円</u>
				全面	一般				<u>390円</u>
				全面	一般				<u>390円</u>
				全面	一般				<u>390円</u>
				全面	一般				<u>390円</u>
				全面	一般				<u>390円</u>
				全面	一般				<u>390円</u>
		市民以外 の者が体 育に使用 するとき。	全面			<u>1,090円</u>			
			全面の2分 の1			<u>540円</u>			
			全面の4分 の1			<u>270円</u>			
		体育以外 に使用す るとき。	全面			<u>2,350円</u>			
		貸切使 用で入 場料を 徴収す る場合	全面			<u>2,040円</u>			
		体育以外 に使用す るとき。	全面			<u>7,060円</u>			
		(略)				(略)			
テニスコ	貸切使	一般		1面1		<u>310円</u>			

						するとき は、 <u>50円</u> )			
一つ 森公 園	国指定重 要文化財 旧黒澤家 住宅	個人使 用 団体使 用	一般	1人1		<u>100円</u>	団体使用 とは、20 人以上の 団体で使 用する場 合をいう。		
			(略)	回につ き		(略)			
			一般			<u>80円</u>			
			(略)			(略)			
コミュニ ティ体育 館（アリ ーナに限 る。）	貸切使 用で入 場料を 徴収し ない場 合	市民が体 育に使用 するとき。 市民以外 の者が体 育に使用 するとき。	全面	一般	1時間	<u>520円</u>	無料（大 会、講習会 等を使用す るとき、又 は市民以外 の者が使用 するときは 、 <u>260円</u> ) 無料（大 会、講習会 等を使用す るとき、又 は市民以外 の者が使用 するときは 、 <u>120円</u> ) 無料（大 会、講習会 等を使用す るとき、又 は市民以外 の者が使用 するときは 、 <u>60円</u> )		
				一般	高校生 以下			<u>260円</u>	
				全面	一般				<u>260円</u>
				全面	一般				<u>260円</u>
				全面	一般				<u>260円</u>
				全面	一般				<u>260円</u>
				全面	一般				<u>260円</u>
				全面	一般				<u>260円</u>
				全面	一般				<u>260円</u>
				全面	一般				<u>260円</u>
		市民以外 の者が体 育に使用 するとき。	全面			<u>730円</u>			
			全面の2分 の1			<u>360円</u>			
			全面の4分 の1			<u>180円</u>			
		体育以外 に使用す るとき。	全面			<u>1,570円</u>			
		貸切使 用で入 場料を 徴収す る場合	全面			<u>1,360円</u>			
		体育以外 に使用す るとき。	全面			<u>4,710円</u>			
		(略)				(略)			
テニスコ	貸切使	一般		1面1		<u>210円</u>			

一ト	用	高校生以下		時間につき	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、 <u>150</u> 円）		
		一般	高校生以下				
弓道場	個人使用	一般	午前使用	1人につき	<u>220</u> 円	午前使用とは、午前9時から正午までの使用をいう。	
			午後使用		<u>220</u> 円		
			夜間使用		<u>220</u> 円		
		高校生以下	午前使用		無料（市民以外の者が使用するときは、 <u>70</u> 円）		午後使用とは、正午から午後5時までの使用をいう。
			午後使用		無料（市民以外の者が使用するときは、 <u>70</u> 円）		
			夜間使用		無料（市民以外の者が使用するときは、 <u>70</u> 円）		
	貸切使用	使用者が主として小学生、中学生および高校生のために使用する場合	1日使用			無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、 <u>1,240</u> 円）	1日使用とは、午前9時から午後5時までの使用をいう。
				午前使用		無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、 <u>460</u> 円）	
				午後使用		無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外	
			1日使用			無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外	
				午前使用		無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外	
				午後使用		無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外	

一ト	用	高校生以下		時間につき	無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、 <u>100</u> 円）		
		一般	高校生以下				
弓道場	個人使用	一般	午前使用	1人につき	<u>150</u> 円	午前使用とは、午前9時から正午までの使用をいう。	
			午後使用		<u>150</u> 円		
			夜間使用		<u>150</u> 円		
		高校生以下	午前使用		無料（市民以外の者が使用するときは、 <u>50</u> 円）		午後使用とは、正午から午後5時までの使用をいう。
			午後使用		無料（市民以外の者が使用するときは、 <u>50</u> 円）		
			夜間使用		無料（市民以外の者が使用するときは、 <u>50</u> 円）		
	貸切使用	使用者が主として小学生、中学生および高校生のために使用する場合	1日使用			無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、 <u>830</u> 円）	1日使用とは、午前9時から午後5時までの使用をいう。
				午前使用		無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外	
				午後使用		無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外	
			1日使用			無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外	
				午前使用		無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外	
				午後使用		無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外	

						の者が使用するときは、 <u>780円</u> )						の者が使用するときは、 <u>520円</u> )				
				夜間使用		無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、 <u>620円</u> )				夜間使用		無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、 <u>410円</u> )				
			使用者が主として小学生、中学生および高校生以外の者のために使用する場合	1日使用		<u>3,760円</u>				使用者が主として小学生、中学生および高校生以外の者のために使用する場合	1日使用	<u>2,510円</u>				
				午前使用		<u>1,410円</u>				午前使用		<u>940円</u>				
				午後使用		<u>2,350円</u>				午後使用		<u>1,570円</u>				
				夜間使用		<u>1,880円</u>				夜間使用		<u>1,250円</u>				
光沼近隣公園	屋内多目的運動場	貸切使用	一般 高校生以下	半面1時間につき		<u>460円</u> 無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、 <u>230円</u> )	照明設備を使用する場合は、半面1時間につき240円を加算する。		光沼近隣公園	屋内多目的運動場	貸切使用	一般 高校生以下	半面1時間につき	<u>310円</u> 無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、 <u>150円</u> )	照明設備を使用する場合は、半面1時間につき240円を加算する。	
	テニスコート	貸切使用	一般 高校生以下	1面1時間につき		<u>310円</u> 無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、 <u>150円</u> )			テニスコート	貸切使用	一般 高校生以下	1面1時間につき	<u>210円</u> 無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、 <u>100円</u> )			
北野田公園	アリーナ	貸切使用	入場料を徴収する場合	一般 高校生以下	半面1時間につき	<u>2,820円</u> 無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、 <u>1,410円</u> )			北野田公園	アリーナ	貸切使用	入場料を徴収する場合	一般 高校生以下	半面1時間につき	<u>1,880円</u> 無料（大会、講習会等を使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、 <u>940円</u> )	
			入場料を徴収しない場合	一般 高校生以下		<u>1,410円</u> 無料（大会、講習会						入場料を徴収しない場合	一般 高校生以下		<u>940円</u> 無料（大会、講習会	

						等に使用する とき、又は 市民以外 の者が使用 するときは、 <u>700</u> 円)
	テニスコ ート	入場料を徴収 する場合	一般 高校生 以下	1面1 時間に つき	<u>1,360</u> 円	無料（大 会、講習会 等に使用す るとき、又 は市民以外 の者が使用 するときは、 <u>680</u> 円)
		入場料を徴収 しない場合	一般 高校生 以下		<u>680</u> 円	
(略)						
御所 野近 隣公 園	野球場	貸切使 用	一般 高校生以下	1面1 時間に つき	<u>610</u> 円	無料（大 会、講習会 等に使用す るとき、又 は市民以外 の者が使用 するときは、 <u>300</u> 円)
	テニスコ ート	貸切使 用	一般 高校生以下	1面1 時間に つき	<u>150</u> 円	無料（大 会、講習会 等に使用す るとき、又 は市民以外 の者が使用 するときは、 <u>70</u> 円)
御所 野総 合公 園	テニスコ ート	貸切使 用	一般 高校生以下	1面1 時間に つき	<u>150</u> 円	無料（大 会、講習会 等に使用す るとき、又 は市民以外 の者が使用

						等に使用する とき、又は 市民以外 の者が使用 するときは、 <u>470</u> 円)
	テニスコ ート	入場料を徴収 する場合	一般 高校生 以下	1面1 時間に つき	<u>1,040</u> 円	無料（大 会、講習会 等に使用す るとき、又 は市民以外 の者が使用 するときは、 <u>520</u> 円)
		入場料を徴収 しない場合	一般 高校生 以下		<u>520</u> 円	
(略)						
御所 野近 隣公 園	野球場	貸切使 用	一般 高校生以下	1面1 時間に つき	<u>410</u> 円	無料（大 会、講習会 等に使用す るとき、又 は市民以外 の者が使用 するときは、 <u>210</u> 円)
	テニスコ ート	貸切使 用	一般 高校生以下	1面1 時間に つき	<u>100</u> 円	無料（大 会、講習会 等に使用す るとき、又 は市民以外 の者が使用 するときは、 <u>50</u> 円)
御所 野総 合公 園	テニスコ ート	貸切使 用	一般 高校生以下	1面1 時間に つき	<u>100</u> 円	無料（大 会、講習会 等に使用す るとき、又 は市民以外 の者が使用

					するとき は、 <u>70円</u> )
秋操 近隣 公園	テニスコ ート	貸切使 用	一般	1面1	<u>310円</u>
			高校生以下	時間につ き	無料（大 会、講習会 等を使用す るとき、又 は市民以外 の者が使用 するとき は、 <u>150</u> 円)

					するとき は、 <u>50円</u> )
秋操 近隣 公園	テニスコ ート	貸切使 用	一般	1面1	<u>210円</u>
			高校生以下	時間につ き	無料（大 会、講習会 等を使用す るとき、又 は市民以外 の者が使用 するとき は、 <u>100</u> 円)

別表第3（第8条、第9条の2、第15条関係）

別表第3（第8条、第9条の2、第15条関係）

公園 名	施設の種類 又は名称	利用料金（限度額）				備考
		区分	単位	金額		
太平 山リ ゾー	バンガロ ー	宿泊利 用		1棟1 日につ き	<u>801円</u>	宿泊利用 とは、午 後1時か
ト公 園	オートキ ャンプ場	日帰り 利用	市民が利用する場合	1区画	<u>1,618円</u>	ら翌日の 午前10時 (2日以 上連続し て宿泊す る場合に
			市民以外の者が利用する 場合	1日につ き	<u>3,237円</u>	
		宿泊利 用	市民が利用する場合	1区画	<u>3,237円</u>	
			市民以外の者が利用する 場合	1泊につ き	<u>6,474円</u>	
トレー ラー ハウス	トレーラ ーハウス	日帰り 利用	市民が利用する場合	1台1	<u>6,286円</u>	おける最 終日以外 の日にあ っては、 午後1 時)まで の利用を いい、日 帰り利用 とは、午 前10時か ら午後4 時までの 利用をい う。
			市民以外の者が利用する 場合	日につ き	<u>9,429円</u>	
		宿泊利 用	市民が利用する場合	1台1	<u>17,286円</u>	
		市民以外の者が利用する 場合	泊につ き	<u>20,428円</u>		
テニスコ ート	貸切利 用	一般	1面1	<u>310円</u>	夜間照明 設備を利用 する場 合は、1 時間につ き580円 を加算す る。	
		高校生以下	時間につ き	<u>150円</u>		
グラウン ド・ゴル フ場		一般	1人1	<u>471円</u>		
		小学生、中学生および 高校生	日につ き	<u>235円</u>		
クアドー	個人利	一般	1回に	<u>786円</u>	団体利用	

公園 名	施設の種類 又は名称	利用料金（限度額）				備考
		区分	単位	金額		
太平 山リ ゾー	バンガロ ー	宿泊利 用		1棟1 日につ き	<u>534円</u>	宿泊利用 とは、午 後1時か
ト公 園	オートキ ャンプ場	日帰り 利用	市民が利用する場合	1区画	<u>1,079円</u>	ら翌日の 午前10時 (2日以 上連続し て宿泊す る場合に
			市民以外の者が利用する 場合	1日につ き	<u>2,158円</u>	
		宿泊利 用	市民が利用する場合	1区画	<u>2,158円</u>	
			市民以外の者が利用する 場合	1泊につ き	<u>4,316円</u>	
トレー ラー ハウス	トレーラ ーハウス	日帰り 利用	市民が利用する場合	1台1	<u>4,191円</u>	おける最 終日以外 の日にあ っては、 午後1 時)まで の利用を いい、日 帰り利用 とは、午 前10時か ら午後4 時までの 利用をい う。
			市民以外の者が利用する 場合	日につ き	<u>6,286円</u>	
		宿泊利 用	市民が利用する場合	1台1	<u>11,524円</u>	
		市民以外の者が利用する 場合	泊につ き	<u>13,619円</u>		
テニスコ ート	貸切利 用	一般	1面1	<u>216円</u>	夜間照明 設備を利用 する場 合は、1 時間につ き580円 を加算す る。	
		高校生以下	時間につ き	<u>108円</u>		
グラウン ド・ゴル フ場		一般	1人1	<u>314円</u>		
		小学生、中学生および 高校生	日につ き	<u>157円</u>		
クアドー	個人利	一般	1回に	<u>524円</u>	団体利用	

ム・展望 風呂付大 広間		つき		とは、15	
		1人1 年間に つき	18,864円	人以上の 団体で利 用する場 合をいう。	
		中学生および高校生	1回に つき	628円	回数券 (11枚つ づり)
		1人1 年間に つき	15,072円	は、一般	
		小学生以下	1回に つき	471円	7,860
		1人1 年間に つき	11,304円	円、中学 生および	
	団体利 用	一般	1回に つき	706円	高校生
		中学生および高校生	つき	550円	6,280
		小学生以下		393円	円、小学 生以下
					4,710円 とする。
森林学習 館	宿泊利 用	中学生以上	1人1 泊につ き	4,557円	宿泊利用 とは、午 後4時か ら翌日の 午前9時 (2日以 上連続し て宿泊す る場合に おける最 終日以外 の日にあ っては、 午後4 時)まで の利用を いい、入 浴利用を 含む。
		小学生		3,615円	
(略)					
ム・展望 風呂付大 広間		つき		とは、15	
		1人1 年間に つき	8,382円	人以上の 団体で利 用する場 合をいう。	
		中学生および高校生	1回に つき	419円	回数券 (11枚つ づり)
		1人1 年間に つき	6,286円	は、一般	
		小学生以下	1回に つき	314円	5,240
		1人1 年間に つき	4,191円	円、中学 生および	
	団体利 用	一般	1回に つき	471円	高校生
		中学生および高校生	つき	367円	4,190
		小学生以下		262円	円、小学 生以下
					3,140円 とする。
森林学習 館	宿泊利 用	中学生以上	1人1 泊につ き	3,038円	宿泊利用 とは、午 後4時か ら翌日の 午前9時 (2日以 上連続し て宿泊す る場合に おける最 終日以外 の日にあ っては、 午後4 時)まで の利用を いい、入 浴利用を 含む。
		小学生		2,410円	
(略)					

## 使用料等改定対象施設概要書 (No. 002)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 久保田城御隅櫓
- 2 所在地 秋田市千秋公園1番39号
- 3 規模等
- (1) 構造等 鉄筋コンクリート造り 3層4階建
- (2) 面積
- |       |         |    |         |
|-------|---------|----|---------|
| 土地借用地 | 165.82㎡ |    |         |
| 建物 1階 | 165.82㎡ | 2階 | 158.28㎡ |
| 3階    | 59.00㎡  | 4階 | 47.26㎡  |
| 合計    | 430.36㎡ |    |         |
- (3) 開設年月 平成2年3月30日
- (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 27,430人
- (6) 貸出区分・料金体系

区 分	単 位	使 用 料			
		改定前料金		改定後料金	
		一 般	高校生以下	一 般	高校生以下
個人使用	1人1回	100円	無 料	150円	無 料
団体使用 20人以上	1人1回	80円	無 料	120円	無 料

### 4 施設写真

外 観

4階展望室からの眺望



## 使用料等改定対象施設概要書 (No. 003)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 八橋運動公園陸上競技場
- 2 所在地 秋田市八橋運動公園 1-10
- 3 規模等
  - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造 4階建て
  - (2) 面積 29,458㎡ (敷地面積)
  - (3) 開設年月 昭和16年9月
  - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
※平成31年3月1日 (大型映像装置等料金設定)
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 123,664人
  - (6) 貸出区分・料金体系 別紙のとおり

### 4 施設写真



【別紙】貸出区分・料金体系

有料公園施設の 種類又は名称	区 分			単位	改定前料金	改定後料金	
陸上競技場	貸切使用	入場料を 徴収する 場合	アマチュアスポーツ に使用する場合	一般 高校生 以下	1時間につ き	7,750円	11,620円
			アマチュアスポーツ 以外に使用する場合		1日につ き	最高入場料の額の100人 分に相当する額 (155,380円に満たない場 合は、155,380円とす る。)	最高入場料の額の100人 分に相当する額 (233,070円に満たない 場合は、233,070円と する。)
		入場料を 徴収しな い場合	アマチュアスポーツ に使用する場合	一般 高校生 以下	1時間につ き	3,870円	5,800円
			アマチュアスポーツ 以外に使用する場合			19,380円	29,070円
	個人使用	一般		1人1日 につき	310円	460円	
		高校生以下			無料 (市民以外の者が使用す るときは、150円)	無料 (市民以外の者が使用す るときは、230円)	
		一般		1人1年 につき	5,230円	7,840円	
		高校生以下			無料 (市民以外の者が使用す るときは、2,610円)	無料 (市民以外の者が使用す るときは、3,920円)	
	会議室			1室1時 間につ き	210円	据え置き	
	役員室(大)				210円	据え置き	
	役員室(小)				150円	据え置き	
	陸上競技場大型 映像装置	貸切使用	入場料を 徴収する 場合	アマチュアスポーツに使用する 場合	1時間につ き	4,580円	据え置き
アマチュアスポーツ以外に使用 する場合				9,160円		据え置き	
入場料を 徴収しな い場合		アマチュアスポーツに使用する 場合	2,290円	据え置き			
		アマチュアスポーツ以外に使用 する場合	4,580円	据え置き			
陸上競技場夜間 照明設備	貸切使用	入場料を 徴収する 場合	アマチュアスポーツ に使用する場合	全点灯	20,880円	据え置き	
				全点灯 の2分の 1点灯	10,440円	据え置き	
				全点灯 の4分の 1点灯	5,210円	据え置き	
			アマチュアスポーツ 以外に使用する場合	全点灯	41,750円	据え置き	
				全点灯 の2分の 1点灯	20,880円	据え置き	
				全点灯 の4分の 1点灯	10,440円	据え置き	
		入場料を 徴収しな い場合	アマチュアスポーツ に使用する場合	全点灯	10,440円	据え置き	
				全点灯 の2分の 1点灯	5,210円	据え置き	
				全点灯 の4分の 1点灯	2,600円	据え置き	
			アマチュアスポーツ 以外に使用する場合	全点灯	20,880円	据え置き	
				全点灯 の2分の 1点灯	10,440円	据え置き	
				全点灯 の4分の 1点灯	5,210円	据え置き	

# 使用料等改定対象施設概要書 (No. 004)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 八橋運動公園硬式野球場
- 2 所在地 秋田市八橋運動公園 1-7
- 3 規模等
  - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造 3階建て
  - (2) 面積 17,631㎡ (敷地面積)
  - (3) 開設年月 昭和16年9月
  - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 31,548人
  - (6) 貸出区分・料金体系

区 分				単位	改定前料金	改定後料金
貸切使用	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間につき	4,810円	7,210円
			高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、2,410円)	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、3,600円)
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1日につき	最高入場料の額の100人分に相当する額 (その額が107,900円に満たない場合は、107,900円とする。)	最高入場料の額の100人分に相当する額 (その額が161,850円に満たない場合は、161,850円とする。)	
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	1時間につき	1,570円	2,350円
		高校生以下	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、520円)		無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、780円)	
		アマチュアスポーツ以外に使用する場合		4,810円	7,210円	
会議室				1室1時間につき	160円	据え置き

## 4 施設写真



# 使用料等改定対象施設概要書 (No. 005)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 八橋運動公園相撲場
- 2 所在地 秋田市八橋運動公園内
- 3 規模等
  - (1) 構造等 鉄骨造
  - (2) 面積 3,362㎡ (敷地面積)
  - (3) 開設年月 昭和16年9月
  - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 0人
  - (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単位	改定前料金	改定後料金
貸切使用	アマチュアスポーツに使用する 場合	一般	150円	220円
		高校生 以下	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円)	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、220円)
アマチュアスポーツ以外に使用する 場合			730円	1,090円

## 4 施設写真



# 使用料等改定対象施設概要書 (No. 006)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 八橋運動公園球技場
- 2 所在地 秋田市八橋運動公園 1-1
- 3 規模等
  - (1) 構造等 鉄筋コンクリート造 3階建て
  - (2) 面積 16,268㎡ (敷地面積)
  - (3) 開設年月 昭和28年8月
  - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 33,755人
  - (6) 貸出区分・料金体系

区 分			単位	改定前料金	改定後料金
貸切使用 入場料を 徴収する 場合	アマチュアスポーツ に使用する 場合	一般 高校生 以下	1時間につき	7,850円	11,770円
	アマチュアスポーツ以外に 使用する 場合		1日につき	最高入場料の額の100人分 に相当する額 (その額が157,140円に満 たない場合は、157,140円 とする。)	最高入場料の額の100人分 に相当する額 (その額が235,710円に満 たない場合は、235,710 円とする。)
貸切使用 入場料を 徴収しな い場合	アマチュアスポーツ に使用する 場合	一般 高校生 以下	1時間につき	3,870円	5,800円
	アマチュアスポーツ以外に 使用する 場合			19,590円	29,380円
会議研修室			1室1時間につき	100円	据え置き
役員記録室				100円	据え置き

## 4 施設写真



# 使用料等改定対象施設概要書 (No. 007)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 八橋運動公園第2球技場
- 2 所在地 秋田市八橋運動公園内
- 3 規模等
  - (1) 構造等 人工芝
  - (2) 面積 10,900㎡
  - (3) 開設年月 平成17年10月
  - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 45,167人
  - (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単 位	改定前料金	改定後料金
貸切使用	一般	1時間につき	620円	930円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、210円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用すると きは、310円)

## 4 施設写真



## 使用料等改定対象施設概要書 (No. 008-1)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 八橋運動公園テニスコート (グリーンサンド)
- 2 所在地 秋田市八橋本町二丁目170-1
- 3 規模等
- (1) 構造等 グリーンサンドコート
  - (2) 面積 3,854m<sup>2</sup> (4面)
  - (3) 開設年月 昭和58年9月
  - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 2,337人
  - (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単 位	改定前料金	改定後料金
貸切使用	一般	1面1時間につき	100円	150円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、50円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、70円)

### 4 施設写真



## 使用料等改定対象施設概要書 (No. 008-2)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 八橋運動公園テニスコート (砂入り人工芝)
- 2 所在地 秋田市八橋運動公園内
- 3 規模等
  - (1) 構造等 砂入り人工芝コート
  - (2) 面積 7,644㎡ (6面)
  - (3) 開設年月 昭和32年4月
  - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 27,216人
  - (6) 貸出区分・料金体系

区 分			単位	改定前料金	改定後料金
貸切使用	入場料を徴収する場合	一般	1面1時間につき	410円	<b>610円</b>
		高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、210円)	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、300円)
	入場料を徴収しない場合	一般		210円	<b>310円</b>
		高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円)	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円)

### 4 施設写真



# 使用料等改定対象施設概要書 (No. 009)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 八橋運動公園多目的グラウンド
- 2 所在地 秋田市八橋運動公園内
- 3 規模等
  - (1) 構造等 土一部ウレタン
  - (2) 面積 13,250㎡
  - (3) 開設年月 平成16年5月
  - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 17,761人
  - (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単 位	改定前料金	改定後料金
貸切使用	一般	1時間につき	410円	610円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、210円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、300円)

## 4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 010)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 古川町街区公園土崎市民グラウンド
- 2 所在地 秋田市土崎港西四丁目3-1
- 3 規模等
  - (1) 構造等 全面土
  - (2) 面積 9,400㎡
  - (3) 開設年月 昭和41年3月
  - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 5,121人
  - (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単 位	改定前料金	改定後料金
貸切使用	一般	1時間につき	410円	610円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、210円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、300円)
全点灯			1,460円	据え置き
部分点灯			1,040円	据え置き

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 011-1)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 雄物川河川緑地野球場
- 2 所在地 秋田市仁井田字新中島 8 2 8 番地 2 4
- 3 規模等
- (1) 構造等 土及び芝
- (2) 面積 35,800㎡ (2面)
- (3) 開設年月 平成3年4月
- (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定および市内の高校生以下に係る使用料を無料とするための改定)  
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 2,079人
- (6) 貸出区分・料金体系

区分		単位	改定前料金	改定後料金
貸切使用	一般	1面1時間につき	410円	610円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、210円)	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、300円)

4 施設写真



## 使用料等改定対象施設概要書 (No. 011-2)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 雄物川河川緑地テニスコート
- 2 所在地 秋田市仁井田字新中島 8 2 8 番地 2 4
- 3 規模等
- (1) 構造等 ウレタン
  - (2) 面積 2,690m<sup>2</sup> (4面)
  - (3) 開設年月 平成4年4月
  - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日 (市内の高校生以下に係る使用料を無料とするための改定)
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 1,036人
  - (6) 貸出区分・料金体系

区分		単位	改定前料金	改定後料金
貸切使用	一般	1面1時間 につき	100円	150円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき は、50円)	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき は、70円)

### 4 施設写真



## 使用料等改定対象施設概要書 (No. 012)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 国指定重要文化財 旧黒澤家住宅
- 2 所在地 秋田市檜山字石塚谷地297番地99 (一つ森公園内)
- 3 規模等
- (1) 構造等 木造
- (2) 面積
- |       |                |
|-------|----------------|
| 土地借用地 | 1,526.98㎡      |
| 建物    | 旧黒澤家住宅 328.97㎡ |
| 管理棟   | 14.42㎡         |
| 合計    | 343.39㎡        |
- (3) 開設年月 昭和63年4月1日
- (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 1,082人
- (6) 貸出区分・料金体系

区 分	単 位	使 用 料			
		改定前料金		改定後料金	
		一 般	高校生以下	一 般	高校生以下
個人使用	1人1回	100円	無 料	150円	無 料
団体使用 20人以上	1人1回	80円	無 料	120円	無 料

### 4 施設写真

主 屋 表 門



使用料等改定対象施設概要書 (No. 013-1)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 一つ森公園コミュニティ体育館
- 2 所在地 秋田市下北手桜字蛭沢141番地7
- 3 規模等
- (1) 構造等 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
- (2) 面積 2,688.88㎡
- (3) 開設年月 平成5年7月
- (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定および市内の高校生以下に係る使用料を無料とするための改定)  
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 39,342人
- (6) 貸出区分・料金体系

区分			単位	改定前料金	改定後料金
貸切使用で入場料を徴収しない場合	市民が体育に使用するとき。	全面	一般	520円	780円
			高校生以下	260円	390円
		全面の2分の1	一般	260円	390円
			高校生以下	120円	190円
		全面の4分の1	一般	120円	190円
			高校生以下	60円	90円
	市民以外の者が体育に使用するとき。	全面	730円	1,090円	
		全面の2分の1	360円	540円	
		全面の4分の1	180円	270円	
	体育以外に使用するとき。	全面	1,570円	2,350円	
貸切使用で入場料を徴収する場合	体育に使用するとき。	全面	1,360円	2,040円	
	体育以外に使用するとき。	全面	4,710円	7,060円	
貸切使用で営利を目的とする場合	全面	16,970円	据え置き		
照明設備			530円	据え置き	

※ 全面の面積は1,368㎡。

※ 市民が体育に使用するとき、高校生以下は原則無料であるが、上記使用料は、大会、講習会等に使用するとき又は市民以外の者が使用するときの額である。

#### 4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 013-2)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 一つ森公園テニスコート
- 2 所在地 秋田市檜山字太田沢地内
- 3 規模等
- (1) 構造等 砂入り人工芝
- (2) 面積 1,713m<sup>2</sup> (2面)
- (3) 開設年月 平成14年5月
- (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日 (市内の高校生以下に係る使用料を無料とするための改定)  
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 7,815人
- (6) 貸出区分・料金体系

区分		単位	改定前料金	改定後料金
貸切使用	一般	1面1時間につき	210円	310円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、100円)	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、150円)

4 施設写真



## 使用料等改定対象施設概要書 (No. 014)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 一つ森公園弓道場
- 2 所在地 秋田市下北手桜字蛭沢 6 2 - 1
- 3 規模等
  - (1) 構造等 鉄骨一部木造平屋建て
  - (2) 面積 194.51㎡ (射場 158.16㎡、的場 36.35㎡)
  - (3) 開設年月 平成12年3月
  - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 5,803人
  - (6) 貸出区分・料金体系 別紙のとおり

### 4 施設写真



【別紙】貸出区分・料金体系

区 分			単位	改定前料金	改定後料金
個人使用	一般	午前使用	1人につき	150円	220円
		午後使用		150円	220円
		夜間使用		150円	220円
	高校生以下	午前使用		無料 (市民以外の者が使用するとき は、50円)	無料 (市民以外の者が使用するとき は、70円)
		午後使用		無料 (市民以外の者が使用するとき は、50円)	無料 (市民以外の者が使用するとき は、70円)
		夜間使用		無料 (市民以外の者が使用するとき は、50円)	無料 (市民以外の者が使用するとき は、70円)
貸切使用	使用者が主として小学生、 中学生および高校生のために使 用する場合	1日使用	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、830円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、1,240円)	
		午前使用	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、310円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、460円)	
		午後使用	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、520円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、780円)	
		夜間使用	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、410円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、620円)	
	使用者が主として小学 生、中学生および高校 生以外の者のために使 用する場合	1日使用	2,510円	3,760円	
		午前使用	940円	1,410円	
		午後使用	1,570円	2,350円	
		夜間使用	1,250円	1,880円	

## 使用料等改定対象施設概要書 (No. 015-1)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 光沼近隣公園屋内多目的運動場 (光沼アリーナ)
- 2 所在地 秋田市土崎港相染町字沼端 7 7
- 3 規模等
  - (1) 構造等 鉄骨造平屋建て
  - (2) 面積 1,151㎡
  - (3) 開設年月 平成9年9月
  - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 10,113人
  - (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単 位	改定前料金	改定後料金
貸切使用	一般	半面1時間につき	310円	460円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、150円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、230円)

### 4 施設写真



## 使用料等改定対象施設概要書 (No. 015-2)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 光沼近隣公園テニスコート
- 2 所在地 秋田市土崎港相染町字沼端77
- 3 規模等
  - (1) 構造等 砂入り人工芝
  - (2) 面積 1,490㎡ (2面)
  - (3) 開設年月 平成14年3月
  - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 5,832人
  - (6) 貸出区分・料金体系

区 分		単 位	改定前料金	改定後料金
貸切使用	一般	1面1時間につき	210円	310円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき は、100円)	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき は、150円)

### 4 施設写真



## 使用料等改定対象施設概要書 (No. 016-017)

所管部局 (観光文化スポーツ部)

- 1 名称 北野田公園アリーナ・テニスコート
- 2 所在地 秋田市河辺北野田高屋字小高37-1
- 3 規模等
  - (1) 構造等 鉄骨造平屋建て (アリーナ)  
砂入り人工芝 (テニスコート)
  - (2) 面積 56,000㎡ (敷地面積)
  - (3) 開設年月 平成17年12月 (アリーナ)  
平成18年 8月 (テニスコート)
  - (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 25,422人 (アリーナ)  
21,591人 (テニスコート)
  - (6) 貸出区分・料金体系  
別紙のとおり

### 4 施設写真



【別紙】貸出区分・料金体系

有料公園施設の 種類又は名称	区 分		単位	改定前料金	改定後料金
	貸切使用	入場料を徴収する場合			
アリーナ	入場料を徴収する場合	一般	半面1時間につき	1,880円	<b>2,820円</b>
		高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、940円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が使 用するときは、 <b>1,410円</b> )
	入場料を徴収しない場 合	一般		940円	<b>1,410円</b>
		高校生以下	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、470円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が使 用するときは、 <b>700円</b> )	
テニスコート	入場料を徴収する場合	一般	1面1時間につ き	1,040円	<b>1,360円</b>
		高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、520円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が使 用するときは、 <b>680円</b> )
	入場料を徴収しない場 合	一般		520円	<b>680円</b>
		高校生以下	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が 使用するときは、260円)	無料 (大会、講習会等に使用する とき、又は市民以外の者が使 用するときは、 <b>340円</b> )	
会議室			1室1時間につ き	150円	据え置き
北野田公園照明 設備	アリーナ照明設備		全点灯の5分 の1点灯1時間 につき	120円	据え置き
	テニスコート照明設備		1面点灯1時間 につき	190円	据え置き

## 使用料等改定対象施設概要書 (No. 018-1)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 御所野近隣公園野球場
- 2 所在地 秋田市御所野湯本三丁目1番1号
- 3 規模等
- (1) 構造等 土及び芝
- (2) 面積 7,700m<sup>2</sup> (1面)
- (3) 開設年月 平成5年4月
- (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定および市内の高校生以下に係る使用料を無料とするための改定)  
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 1,518人
- (6) 貸出区分・料金体系

区分		単位	改定前料金	改定後料金
貸切使用	一般	1面1時間につき	410円	610円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、210円)	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、300円)

### 4 施設写真



## 使用料等改定対象施設概要書 (No. 018-2)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 御所野近隣公園テニスコート
- 2 所在地 秋田市御所野湯本三丁目1番1号
- 3 規模等
- (1) 構造等 ウレタン
  - (2) 面積 1,650㎡ (2面)
  - (3) 開設年月 平成5年4月
  - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日 (市内の高校生以下に係る使用料を無料とするための改定)
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 824人
  - (6) 貸出区分・料金体系

区分		単位	改定前料金	改定後料金
貸切使用	一般	1面1時間につき	100円	150円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、50円)	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するときは、70円)

### 4 施設写真



## 使用料等改定対象施設概要書 (No. 019)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 御所野総合公園テニスコート
- 2 所在地 秋田市御所野地藏田三丁目1番地内
- 3 規模等
  - (1) 構造等 ウレタン
  - (2) 面積 1,905㎡ (3面)
  - (3) 開設年月 平成14年3月
  - (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日 (市内の高校生以下に係る使用料を無料とするための改定)
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 2,532人
  - (6) 貸出区分・料金体系

区分		単位	改定前料金	改定後料金
貸切使用	一般	1面1時間 につき	100円	150円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき は、50円)	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき は、70円)

### 4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 020)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 秋繰近隣公園テニスコート
- 2 所在地 秋田市泉中央六丁目3番1号
- 3 規模等
- (1) 構造等 砂入り人工芝
- (2) 面積 1,540㎡ (2面)
- (3) 開設年月 平成10年6月
- (4) 料金改定年月日 平成24年4月1日  
平成26年4月1日 (市内の高校生以下に係る使用料を無料とするための改定)  
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 6,035人
- (6) 貸出区分・料金体系

区分		単位	改定前料金	改定後料金
貸切使用	一般	1面1時間 につき	210円	310円
	高校生以下		無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき は、100円)	無料 (大会、講習会等に使用するとき、又は市民以外の者が使用するとき は、150円)

4 施設写真



## 使用料等改定対象施設概要書 (No. 021-1)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 太平山リゾート公園バンガロー
- 2 所在地 秋田市仁別字水沢地内
- 3 規模等
- (1) 構造等 木造平屋建
- (2) 面積 31.68㎡ (4棟)
- (3) 開設年月 昭和56年
- (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
- (5) 施設の利用人数 令和4年度 421人
- (6) 貸出区分・料金体系

区分	単位	利用料金 (限度額)	
		改定前料金	改定後料金
宿泊利用	1棟1日につき	534円	801円

※ 宿泊利用とは、午後1時から翌日の午前10時までの利用。

#### 4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 021-2)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 太平山リゾート公園オートキャンプ場
- 2 所在地 秋田市仁別字小水沢地内
- 3 規模等
  - (1) 構造等 テントサイト33区画
  - (2) 面積 2,597㎡
  - (3) 開設年月 平成6年8月1日 (ピクニックの森オートキャンプ場)  
平成11年4月27日 (新オートキャンプ場)
  - (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 4,251人
  - (6) 貸出区分・料金体系

区分	単位	利用料金 (限度額)	
		改定前料金	改定後料金
日帰り利用	市民が利用する場合	1区画1日につき 1,079円	1,618円
	市民以外の者が利用する場合	2,158円	3,237円
宿泊利用	市民が利用する場合	1区画1泊につき 2,158円	3,237円
	市民以外の者が利用する場合	4,316円	6,474円

※ 日帰り利用とは、午前10時から午後4時までの利用。

※ 宿泊利用とは、午後1時から翌日の午前10時までの利用。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 021-3)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 太平山リゾート公園トレーラーハウス  
 2 所在地 秋田市仁別字小水沢地内  
 3 規模等  
 (1) 構造等 家型トレーラーハウス5台  
 (2) 面積 8,000㎡  
 (3) 開設年月 平成19年8月1日  
 (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
 令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
 (5) 施設の利用人数 令和4年度 1,974人  
 (6) 貸出区分・料金体系

区分		単位	利用料金 (限度額)	
			改定前料金	改定後料金
日帰り利用	市民が利用する場合	1台1日につき	4,191円	6,286円
	市民以外の者が利用する場合		6,286円	9,429円
宿泊利用	市民が利用する場合	1台1泊につき	11,524円	17,286円
	市民以外の者が利用する場合		13,619円	20,428円

※ 日帰り利用とは、午前10時から午後4時までの利用。

※ 宿泊利用とは、午後1時から翌日の午前10時までの利用。

4 施設写真



## 使用料等改定対象施設概要書 (No. 021-4)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 太平山リゾート公園テニスコート
- 2 所在地 秋田市仁別字マンタラメ地内
- 3 規模等
- (1) 構造等 砂入り人工芝
  - (2) 面積 19,500㎡ (7面)
  - (3) 開設年月 平成6年8月1日
  - (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 6,677人
  - (6) 貸出区分・料金体系

区分		単位	利用料金 (限度額)	
			改定前料金	改定後料金
貸切利用	一般	1面1時間 につき	216円	310円
	高校生以下		108円	150円
	夜間照明設備	1時間につき	580円	据え置き

### 4 施設写真



## 使用料等改定対象施設概要書 (No. 021-5)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 太平山リゾート公園グラウンド・ゴルフ場
- 2 所在地 秋田市仁別字マンタラメ地内
- 3 規模等
- (1) 構造等 4コース32ホール
  - (2) 面積 29,000㎡
  - (3) 開設年月 平成15年11月1日
  - (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)
  - (5) 施設の利用人数 令和4年度 18,522人
  - (6) 貸出区分・料金体系

区分	単位	利用料金 (限度額)	
		改定前料金	改定後料金
一般	1人1日	314円	471円
小学生、中学生および高校生	につき	157円	235円

### 4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 021-6)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 太平山リゾート公園クアドーム・展望風呂付大広間  
 2 所在地 秋田市仁別字マンタラメ 2 1 3 番地  
 3 規模等  
 (1) 構造等 RC造、膜屋根造、地上2階地下1階  
 (2) 面積 11,582.47m<sup>2</sup>  
 (3) 開設年月 平成3年8月29日  
 (4) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
 令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
 (5) 施設の利用人数 令和4年度 162,074人  
 (6) 貸出区分・料金体系

区分		単位	利用料金 (限度額)	
			改定前料金	改定後料金
個人利用	一般	1回につき	524円	786円
	中学生および高校生		419円	628円
	小学生以下		314円	471円
	一般	1人1年間につき	8,382円	18,864円
	中学生および高校生		6,286円	15,072円
	小学生以下		4,191円	11,304円
団体利用	一般	1回につき	471円	706円
	中学生および高校生		367円	550円
	小学生以下		262円	393円
回数券 (11枚つづり)	一般		5,240円	7,860円
	中学生および高校生		4,190円	6,280円
	小学生以下		3,140円	4,710円

※ 団体利用とは、15人以上の団体で利用する場合。

※ 3歳未満の利用者の利用料金は無料。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 021-7)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 太平山リゾート公園森林学習館  
 2 所在地 秋田市仁別字マンタラメ 2 1 0 番地  
 3 規模等  
 (1) 構造等 木造 2 階建 (研修室、和室 6 室、浴室、食堂等)  
 (2) 面積 693.57㎡  
 (3) 開設年月 昭和 6 3 年 4 月 1 日  
 (4) 料金改定年月日 平成 2 6 年 4 月 1 日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
 令和元年 1 0 月 1 日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
 (5) 施設の利用人数 令和 4 年度 13,979 人  
 (6) 貸出区分・料金体系

区分		単位	利用料金 (限度額)	
			改定前料金	改定後料金
宿泊利用	中学生以上	1 人 1 泊 につき	3,038円	4,557円
	小学生		2,410円	3,615円
入浴利用	中学生以上	1 人につ き	314円	据え置き
	小学生		157円	据え置き
入浴利用回数券	1 1 枚つづり (中学生以上)		3,140円	据え置き
研修室	利用時間が 4 時間までの場合	1 室につ き	2,410円	据え置き
	利用時間が 4 時間を超える場合		5,971円	据え置き
和室	利用時間が 4 時間までの場合		1,782円	据え置き
	利用時間が 4 時間を超える場合		3,562円	据え置き

※ 宿泊利用とは、午後 4 時から翌日の午前 9 時までの利用。

4 施設写真



使用料等改定対象施設概要書 (No. 022～240)

所管部局 (建設部)

- 1 名称 都市公園  
 2 所在地 秋田市千秋公園1番1号ほか  
 3 規模等  
 (1) 面積 4,201,700㎡  
 (2) 開設年月 明治29年ほか  
 (3) 料金改定年月日 平成26年4月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
 令和元年10月1日 (消費税率引き上げに伴う改定)  
 (4) 公園内行為許可件数 令和4年度 262件  
 (5) 貸出区分・料金体系

区分		単位	改定前料金	改定後料金	
物品の販売、募金その他これらに類する行為		1人1日につき	210円	310円	
業としての写真又は映画の撮影	写真	1人1日につき	430円	640円	
	映画	1日につき	4,310円	据え置き	
興業、競技会、展示会、博覧会その他これらに準ずる大規模な集会もしくは催物又は花火もしくはのろしの打ち上げ	太平山リゾート公園(太平山スキー場第1駐車場に限る。)	営利を目的としない場合	1時間につき	1,670円	据え置き
			営利を目的とする場合	8,380円	据え置き
	その他の公園	使用面積6平方メートルまで	1日につき	430円	640円
				使用面積6平方メートルを超える3平方メートルまでごとに	210円

#### 4 施設写真



#### 5 秋田市の都市公園一覧

名称	所在地	面積(m <sup>2</sup> )
千秋公園	秋田市千秋公園1番1号	181,000
土崎街区公園	秋田市土崎港中央三丁目9番45号	5,000
八橋運動公園	秋田市八橋運動公園1番10号	217,300
檜山街区公園	秋田市檜山南中町1番34号	1,500
琴平第一街区公園	秋田市土崎港中央六丁目10番11号	1,400
愛宕下街区公園	秋田市檜山愛宕下6番23号	3,800
川尻西街区公園	秋田市川尻みよし町14番24号	1,700
堀反町街区公園	秋田市中通六丁目5番3号	2,700
新屋表町街区公園	秋田市新屋表町8番24号	2,700
土手谷地町街区公園	秋田市中通四丁目2番17号	1,200
中通六丁目街区公園	秋田市中通六丁目16番18号	1,500
檜山末無町街区公園	秋田市檜山本町11番1号	5,000
保戸野街区公園	秋田市保戸野八丁2番17号	1,300
川尻カイハ街区公園	秋田市川元開和町5番33号	1,300
川尻総社後街区公園	秋田市川尻みよし町1番8号	1,500
琴平第二街区公園	秋田市土崎港中央四丁目10番25号	1,800
山王第二街区公園	秋田市山王二丁目3番3号	2,200
天徳寺山墓地公園	秋田市泉字五庵山137番地の5	175,100
古川町街区公園	秋田市土崎港西四丁目3番1号	14,000
川元松丘街区公園	秋田市川元松丘町4番21号	1,300
檜山明田街区公園	秋田市東通館ノ越7番1号	1,800

名称	所在地	面積(㎡)
新屋大川端街区公園	秋田市新屋大川町4番1号	2,900
保戸野八丁街区公園	秋田市保戸野八丁16番1号	1,300
保戸野桜町街区公園	秋田市保戸野桜町8番1号	1,400
雄物岸街区公園	秋田市土崎港西二丁目4番7号	5,700
新屋新町街区公園	秋田市新屋栗田町23番20号	2,500
総社神社街区公園	秋田市川尻総社町14番6号	8,200
土崎駅東第三街区公園	秋田市土崎港北二丁目18番18号	3,500
川尻山ノ下街区公園	秋田市川元山下町5番8号	1,800
松美ヶ丘第三街区公園	秋田市新屋松美ヶ丘南町16番30号	3,000
牛島第一街区公園	秋田市牛島東三丁目1番82号	1,100
山王第一街区公園	秋田市山王三丁目1番60号	6,600
中通三丁目街区公園	秋田市中通三丁目4番18号	4,000
桜第二街区公園	秋田市横森四丁目12番2号	2,000
熊野神社街区公園	秋田市牛島西三丁目10番8号	3,000
松美ヶ丘第一街区公園	秋田市新屋松美ヶ丘北町19番1号	4,000
桜第一街区公園	秋田市横森三丁目3番1号	1,900
大森山公園	秋田市浜田字大森山29番地の1	693,100
飯島神社街区公園	秋田市飯島松根西町8番40号	4,600
豊町街区公園	秋田市新屋豊町19番40号	900
松美ヶ丘第四街区公園	秋田市新屋松美ヶ丘南町20番30号	2,000
朝日第二街区公園	秋田市新屋朝日町1番50号	900
通り穴第一街区公園	秋田市将軍野桂町28番5号	1,000
御休下第二街区公園	秋田市山王六丁目6番6号	2,300
牛島東五丁目街区公園	秋田市牛島東五丁目7番35号	4,100
瀧中島街区公園	秋田市大住二丁目10番1号	800
栗田町第二街区公園	秋田市新屋栗田町8番3号	2,100
感恩講街区公園	秋田市大町六丁目2番54号	1,200
柳原新田第三街区公園	秋田市卸町三丁目5番4号	2,100
柳原新田第四街区公園	秋田市卸町四丁目8番20号	2,800
御休下第一街区公園	秋田市川尻御休町7番1号	3,200
川尻中島街区公園	秋田市山王中島町5番1号	2,200
松美ヶ丘第二街区公園	秋田市新屋松美ヶ丘東町5番1号	1,000
田尻沢街区公園	秋田市新屋田尻沢西町2番15号	1,700
大町三丁目街区公園	秋田市大町三丁目3番40号	500
ポプラ団地街区公園	秋田市飯島西袋三丁目11番13号	1,100

名称	所在地	面積(㎡)
通り穴第二街区公園	秋田市将軍野桂町14番12号	900
外旭川吉学寺街区公園	秋田市外旭川八幡田一丁目11番24号	900
外旭川在家街区公園	秋田市外旭川八柳二丁目12番18号	500
旭川街区公園	秋田市旭川清澄町5番20号	1,900
児桜街区公園	秋田市寺内児桜二丁目9番1号	500
泉大畑街区公園	秋田市八橋大畑二丁目4番31号	700
松崎街区公園	秋田市下北手松崎字碓31番地の27	1,500
北浜街区公園	秋田市新屋北浜町9番3号	800
檜山石塚谷地街区公園	秋田市檜山石塚町1番1号	800
露野街区公園	秋田市仁井田新田三丁目8番8号	600
潟中島第一街区公園	秋田市大住三丁目10番6号	400
田尻沢第一街区公園	秋田市新屋田尻沢中町8番23号	900
田尻沢第二街区公園	秋田市新屋田尻沢西町13番1号	1,000
潟中島第二街区公園	秋田市大住四丁目2番14号	1,800
飯島西部街区公園	秋田市飯島川端三丁目3番21号	2,500
檜山登町街区公園	秋田市檜山登町12番45号	1,100
若松町街区公園	秋田市将軍野東四丁目9番10号	2,900
将軍野東三丁目街区公園	秋田市将軍野東三丁目6番12号	2,000
古城苑第一街区公園	秋田市添川字境内川原49番地	500
朝日第一街区公園	秋田市新屋朝日町15番1号	500
広面長沼街区公園	秋田市広面字長沼7番地の52	700
沼田近隣公園	秋田市山王中園町8番1号	10,100
雄物川河川緑地	秋田市茨島六丁目、七丁目地先	428,600
桜第一緑地	秋田市横森四丁目12番1号	500
桜第二緑地	秋田市横森四丁目14番1号	400
桜第四街区公園	秋田市桜二丁目8番4号	1,700
柳田街区公園	秋田市柳田字境田41番地の23	900
仁井田第一街区公園	秋田市仁井田新田二丁目8番5号	600
飯島堰越第一街区公園	秋田市飯島新町二丁目9番8号	1,700
飯島堰越第二街区公園	秋田市飯島新町一丁目13番6号	2,800
外旭川神田街区公園	秋田市外旭川字神田421番地の11	900
さつき台街区公園	秋田市寺内蛭根三丁目17番14号	1,300
檜山緑地	秋田市檜山南中町1番9号	6,000
山王官公庁緑地	秋田市山王一丁目1番1号	12,000
手形街区公園	秋田市手形住吉町2番18号	1,800

名称	所在地	面積(㎡)
若葉町街区公園	秋田市川尻若葉町1番30号	2,000
あさひかわ第一街区公園	秋田市濁川字後田65番地の48	1,500
勝平台街区公園	秋田市新屋勝平台20番38号	700
花畑街区公園	秋田市新屋大川町25番17号	1,700
保戸野鉄砲町街区公園	秋田市保戸野鉄砲町12番40号	2,800
茨島街区公園	秋田市茨島六丁目5番39号	1,000
山王带状緑地	秋田市山王臨海町、川尻大川町地内	9,000
下夕野街区公園	秋田市川尻大川町6番1号	3,200
幕洗川街区公園	秋田市土崎港南二丁目3番66号	3,100
桜第三街区公園	秋田市桜二丁目21番1号	1,400
沼田街区公園	秋田市山王沼田町8番1号	2,400
二葉町第二街区公園	秋田市将軍野東二丁目11番18号	900
長面第二街区公園	秋田市横森五丁目24番30号	1,300
一つ森公園	秋田市檜山字石塚谷地297番地の7	700,800
長面第一街区公園	秋田市横森五丁目13番16号	700
本山町街区公園	秋田市土崎港中央四丁目1番65号	2,400
寺内蛭根街区公園	秋田市寺内蛭根三丁目1番41号	3,800
保戸野千代田町街区公園	秋田市保戸野千代田町6番30号	3,000
御野場北部街区公園	秋田市御野場二丁目6番1号	2,600
御野場中央街区公園	秋田市御野場四丁目4番6号	4,700
御野場南部街区公園	秋田市御野場六丁目8番1号	7,800
朝日第三街区公園	秋田市新屋朝日町26番7号	200
朝日第四街区公園	秋田市新屋朝日町9番10号	500
桜第五街区公園	秋田市桜二丁目28番1号	500
城南苑街区公園	秋田市檜山城南新町7番12号	400
広面川崎街区公園	秋田市広面字川崎21番地の2	700
境川街区公園	秋田市浜田字境川53番地	1,200
市場西第三街区公園	秋田市外旭川字鳥谷場233番地	2,100
神田第二街区公園	秋田市外旭川字神田841番地の14	900
川口街区公園	秋田市檜山川口境12番20号	1,800
広面釣瓶町街区公園	秋田市広面字釣瓶町176番地の2	1,300
手形山第一街区公園	秋田市手形山北町2番33号	1,000
飯島東第三街区公園	秋田市飯島西袋二丁目6番20号	2,400
前谷地近隣公園	秋田市外旭川字前谷地3番地	15,700
桜第六街区公園	秋田市桜四丁目7番3号	1,800

名称	所在地	面積(㎡)
市場西第二街区公園	秋田市外旭川字鳥谷場232番地	1,700
牛島西二丁目第一街区公園	秋田市牛島西二丁目8番10号	1,300
瑞穂街区公園	秋田市仁井田栄町12番25号	600
市場西第一街区公園	秋田市外旭川字鳥谷場155番地	2,100
油田街区公園	秋田市寺内油田三丁目10番2号	600
飯島第二街区公園	秋田市飯島新町三丁目4番17号	800
広面街区公園	秋田市下北手松崎字家ノ前97番地の1	600
泉上の町街区公園	秋田市泉南三丁目24番15号	1,800
広面野添街区公園	秋田市東通六丁目8番1号	2,700
桜第七街区公園	秋田市桜四丁目23番27号	1,300
広面鬼頭街区公園	秋田市東通五丁目9番5号	3,000
牛島西二丁目第二街区公園	秋田市牛島西二丁目4番13号	1,000
御所野第一街区公園	秋田市御所野下堤一丁目8番1号	2,500
中通二丁目広場	秋田市中通二丁目3番30号	800
広面鬼頭第二街区公園	秋田市広面字鬼頭34番地の5	3,100
新屋西第二街区公園	秋田市新屋日吉町22番1号	2,500
広面谷地眼街区公園	秋田市東通二丁目6番1号	2,800
泉大畑第二街区公園	秋田市泉北一丁目12番15号	2,600
太平山リゾート公園	秋田市仁別字マンタラメ213番地	910,100
泉銀の町街区公園	秋田市泉中央五丁目10番8号	2,600
手形中谷地街区公園	秋田市東通一丁目14番8号	1,800
八橋鯨沼街区公園	秋田市八橋鯨沼町3番7号	900
川尻上野街区公園	秋田市川尻上野町7番5号	1,000
御所野第二街区公園	秋田市御所野元町五丁目1番3号	4,400
新屋西第一街区公園	秋田市新屋日吉町43番17号	2,000
泉日吉町街区公園	秋田市泉中央二丁目10番15号	2,900
広面高田街区公園	秋田市東通三丁目4番1号	3,500
広面小沼街区公園	秋田市東通四丁目3番21号	1,700
御所野近隣公園	秋田市御所野湯本三丁目1番1号	18,800
泉道田街区公園	秋田市泉北四丁目11番14号	2,400
新屋西第三街区公園	秋田市新屋日吉町14番22号	1,300
泉大橋街区公園	秋田市泉中央一丁目21番21号	2,700
御所野第三街区公園	秋田市御所野地藏田二丁目10番地	2,900
友鳩街区公園	秋田市土崎港中央七丁目4番40号	400
卸町第一街区公園	秋田市卸町四丁目9番	2,500

名称	所在地	面積(㎡)
御所野総合公園	秋田市御所野地蔵田三丁目1番	114,300
御所野第四街区公園	秋田市御所野元町三丁目13番1号	2,500
秋操近隣公園	秋田市泉中央六丁目3番1号	19,000
大川端带状近隣公園	秋田市新屋元町、大川町、扇町地内	42,000
上通町街区公園	秋田市保戸野通町11番2号	200
飯島砂田街区公園	秋田市飯島字穀丁大谷地246番2	5,200
光沼近隣公園	秋田市土崎港相染町字沼端77番地	28,900
広面近隣公園	秋田市広面字碓1番地1	23,000
高清水公園	秋田市寺内鶴ノ木地内	23,400
拠点第一街区公園	秋田市東通仲町16番1号	7,500
通り穴第三街区公園	秋田市将軍野向山9番1号	600
仁井田第二街区公園	秋田市仁井田新田二丁目10番11号	500
御所野ふれあい地区公園	秋田市御所野地蔵田五丁目1番1号	39,000
八橋墓地	秋田市八橋本町六丁目12番30号	9,500
古城苑第二街区公園	秋田市添川字境内川原3番地31	400
栗田神社街区公園	秋田市新屋栗田町1番	3,100
野崎コミュニティ広場	秋田市河辺三内字野崎35番4、35番7および35番15	6,600
川反三丁目街区公園	秋田市大町三丁目1番1号	400
北野田公園	秋田市河辺北野田高屋字小高37番地1	56,000
御所野第5街区公園	秋田市御所野地蔵田四丁目70番	2,500
御所野堤台近隣公園	秋田市御所野堤台二丁目1番1	21,700
キャンパスタウン1号街区公園	秋田市下新城野中野字街道端西250番	2,100
泉ハイタウン街区公園	秋田市泉菅野二丁目1番70	2,700
下北手松崎街区公園	秋田市下北手字大沢田100番34	2,700
桜台中央公園	秋田市桜台二丁目5番11	6,000
桜台フラワーパーク	秋田市桜台三丁目22番9	2,400
桜台メイズパーク	秋田市桜台三丁目11番1	2,500
桜台こもれび公園	秋田市桜台一丁目60番	2,500
桜ガ丘第一街区公園	秋田市桜ガ丘二丁目1番11	2,000
桜ガ丘第二街区公園	秋田市桜ガ丘三丁目4番	4,400
桜ガ丘ひがし団地みはらし公園	秋田市桜ガ丘五丁目4番8	4,300
大平台四丁目街区公園	秋田市大平台四丁目5番24	2,600
大平台もみの木公園	秋田市大平台一丁目14番6	6,400
山手台ちゅうおう公園	秋田市山手台三丁目128番	3,100
山手台みはらし公園	秋田市山手台三丁目126番	4,600

名称	所在地	面積(㎡)
南ヶ丘一号街区公園	秋田市南ヶ丘二丁目4番1号	2,100
南ヶ丘二号街区公園	秋田市南ヶ丘二丁目18番1号	4,000
みなみの風公園	秋田市南ヶ丘一丁目3番3号	4,900
仁井田西潟敷第一街区公園	秋田市大住南二丁目12番25号	2,500
仁井田西潟敷第二街区公園	秋田市大住南二丁目7番27号	2,700
御野場第一街区公園	秋田市御野場新町四丁目7番95	3,500
御野場第二街区公園	秋田市御野場新町五丁目60番52	2,800
御野場第三街区公園	秋田市御野場新町三丁目7番130	2,600
御野場第四街区公園	秋田市御野場新町二丁目200番28	8,500
御野場第五街区公園	秋田市御野場新町一丁目30番28	3,100
飯島穀丁街区公園	秋田市飯島字穀丁大谷地1番12	2,800
あさひかわ第二街区公園	秋田市濁川字草刈場1番50	2,400
手形新栄町街区公園	秋田市手形新栄町地内	1,100
山手台おはなみ公園	秋田市山手台二丁目125番	2,000
山手台どんぐりやま公園	秋田市山手台三丁目129番	2,000
西部工業団地中央公園	秋田市新屋鳥木町1番163	5,600
西部工業団地帯状公園	秋田市新屋鳥木町1番190	3,200
西部工業団地南公園	秋田市新屋鳥木町1番115	2,700
西部工業団地北公園	秋田市新屋鳥木町1番187	3,400
新屋比内町街区公園	秋田市新屋比内町101番116	1,500
新屋大川町街区公園	秋田市新屋大川町51番111	1,300
新屋関町後街区公園	秋田市新屋町字関町後202番2	1,200
手形十七流第二街区公園	秋田市手形字十七流地内	1,900

## 秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の指定管理者の指定について

### 1 候補者選定までの経緯

- (1) 指定管理者の公募 令和5年9月29日(金)～10月27日(金)
- (2) 現地説明会 令和5年10月13日(金) 参加：1団体
- (3) 第1回指定管理者選定委員会開催 令和5年10月26日(木)
- (4) 指定申請書提出期限 令和5年10月27日(金) 申請：1団体
- (5) 第2回指定管理者選定委員会開催 令和5年11月9日(木)
  - ・申請団体によるプレゼンテーション、質疑応答
  - ・評点、集計、採決、候補者の選定

### 2 応募団体（1団体）

太平山観光開発株式会社 代表取締役社長 村田 隆一

### 3 選定委員会

- (1) 名称 秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園指定管理者選定委員会
- (2) 委員構成（5名）

区分	氏名	所属等
委員長	檜岡善治	秋田市建設部長
委員	小野義郎	秋田市建設部公園課長
	佐藤恵美子	東北税理士会秋田南支部
	大淵宏見	一般社団法人秋田県経営者協会
	吉田尚之	一般社団法人秋田市体育協会

### 4 選定結果について

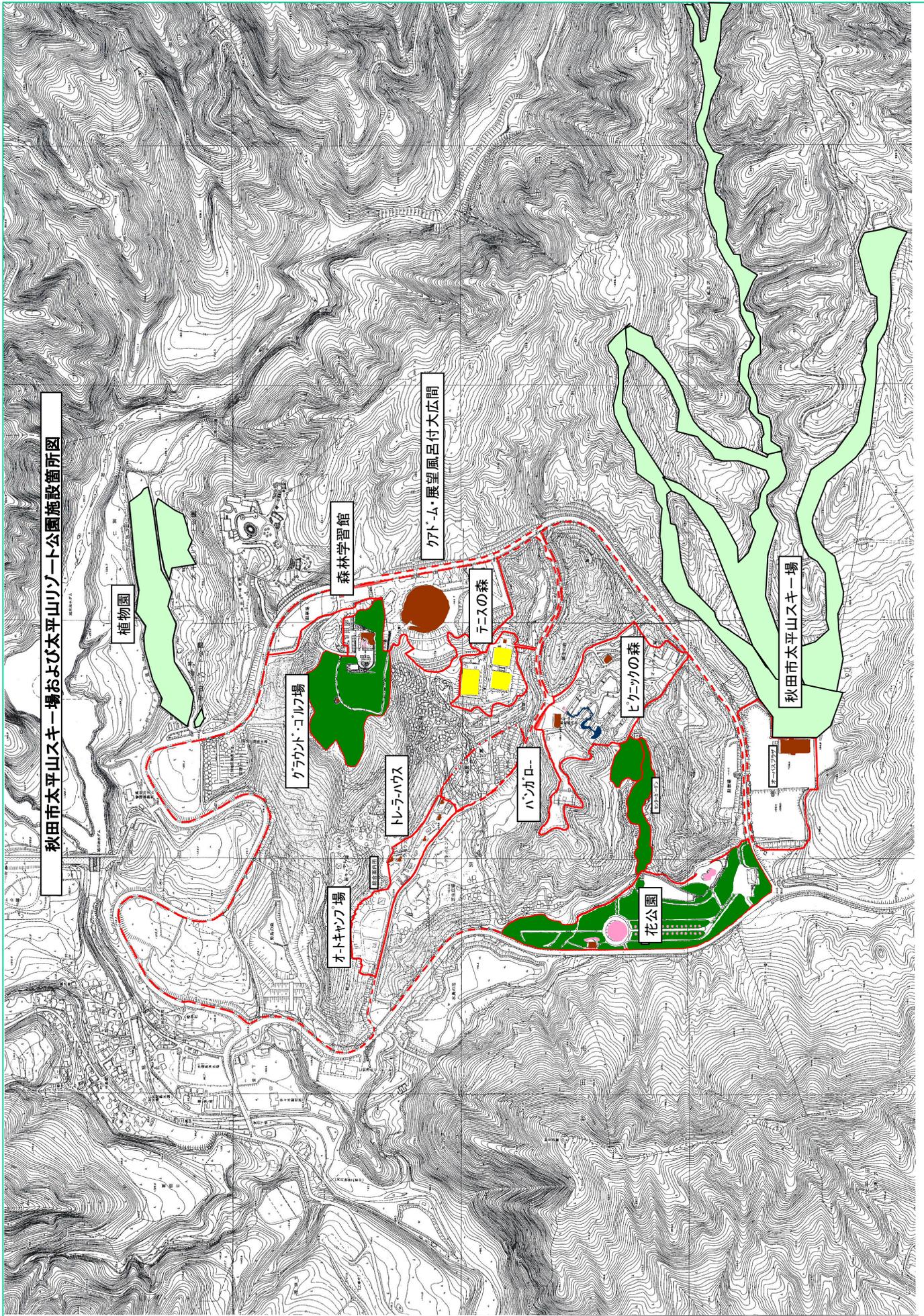
公募の結果、応募団体は1団体であり、指定管理者選定委員会において、選定基準に基づき総合的に評価した結果、次の者を指定管理者の候補者として選定した。

- (1) 指定管理者の候補者

住所 秋田市仁別字マンタラメ213番地  
名称 太平山観光開発株式会社  
代表者名 代表取締役社長 村田 隆一

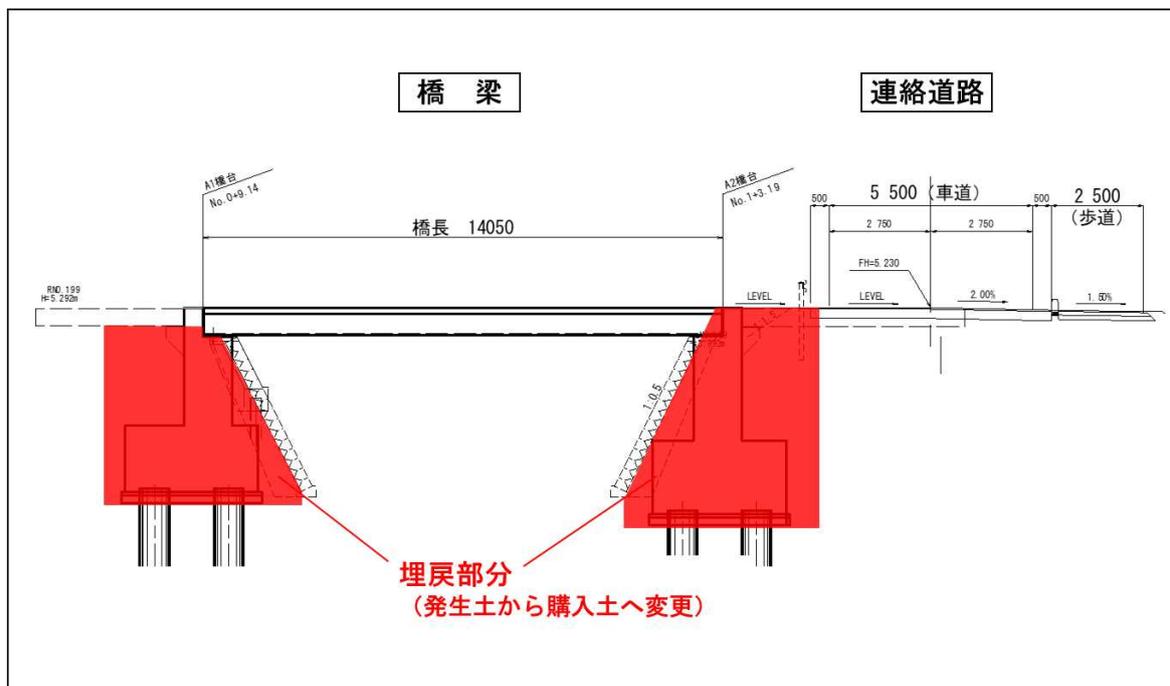
- (2) 評点結果（委員5人の平均点）

- ①市民の平等な利用が確保されること。 適
  - ②公の施設の設置の目的が効果的に達成されること。 22.6点（配点30点）
  - ③効率的な管理が行われること。 20.0点（配点30点）
  - ④適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。 28.9点（配点40点）
- 合計 71.5点（配点計100点）



## 古川排水機場連絡道路橋梁整備工事（下部工）請負契約の変更契約について

### 1 連絡道路橋梁側面図



### 2 令和5年7月豪雨時の冠水状況



古川増水状況（7月15日8時頃）



完全に水没（7月16日9時頃）

### 3 今後の予定

本工事は、週休二日制モデル工事であり、達成状況に応じて労務費等の割増補正を行うことにより、増額変更が見込まれる。

議案第159号 除雪グレーダを買い入れる件

## 入札結果表

契約番号 505300469  
物件名 除雪グレーダ 3.1m級  
納品場所 秋田市寺内字蛭根85番地9 秋田市建設部道路維持課車庫  
入札方式 物品公募型指名競争入札  
開札日 令和5年11月1日  
予定価格 29,280,000円 (消費税および地方消費税を除いたもの)  
落札金額 25,900,000円 (消費税および地方消費税を除いたもの)  
落札者 コマツ秋田株式会社秋田支店

番号	商号又は名称	入札金額	摘要
1	コマツ秋田株式会社秋田支店	25,900,000円	落札
備考 入札金額は、消費税および地方消費税を除いたもの。			

## 除雪グレーダの買入れについて

- 1 品名および数量  
除雪グレーダ（3.1m級） 1台
- 2 性能  
ブレード幅 3.1m以上  
ブレード線圧 16kN/m以上  
走行速度 40km/h以上
- 3 納期  
令和6年10月31日

グレーダ（3.1m級）



道路維持課  
（秋田市寺内字蛭根85番地9）

【シャシ関係】  
油圧屈折式、水冷ディーゼル機関

【車体関係】

全長	8,000mm以下
全幅	2,400mm以下
全高	3,800mm以下
車両総重量	11,000kg以上
	14,000kg以下
最小回転半径	8.0m以下
乗車人員	1人

【性能】

ブレード幅	3.1m以上
ブレード線圧	16kN/m以上
走行速度	40km/h以上
サクル回転角度	左右130度以上

議案第160号 小型除雪車を買い入れる件

## 入札結果表

契約番号 505300470  
物件名 小型除雪車 1.3m級  
納品場所 秋田市寺内字蛭根85番地9 秋田市建設部道路維持課車庫  
入札方式 物品公募型指名競争入札  
開札日 令和5年11月1日  
予定価格 47,902,000円 (消費税および地方消費税を除いたもの)  
落札金額 46,400,000円 (消費税および地方消費税を除いたもの)  
落札者 藤高自動車興業株式会社

番号	商号又は名称	入札金額	摘要
1	藤高自動車興業株式会社	46,400,000円	落札
2	打川自動車株式会社	48,500,000円	予定価格を超えています
備考	入札金額は、消費税および地方消費税を除いたもの。		

## 小型除雪車の買入れについて

1 品名および数量  
小型除雪車（1.3m級） 2台

2 性能  
最大除雪量 700 t/h 以上  
投雪距離 0~12 m 以上  
最大除雪幅 1,300 mm  
最大除雪高 1,000 mm 以上  
走行速度 40 km/h 以上

3 納期  
令和6年10月31日

小型除雪車（1.3m級）



道路維持課  
(秋田市寺内字蛭根85番地9)

### 【シャシ関係】

水冷、ディーゼル機関、総輪駆動式  
油圧式車体屈折式、全鋼製密閉形、左ハンドル  
後車軸もしくは前後車軸に懸架装置を有するもの

【車体関係】	全長	5,500mm以下
	全幅	1,300mm以下
	全高	2,500mm以下
	車両総質量	5,800kg以下
	最小回転半径	4.0m以下
	乗車人員	2人

【性能】	最大除雪量	700t/h以上
	投雪距離	0~12m以上
	最大除雪幅	1,300mm
	最大除雪高	1,000mm以上
	走行速度	40km/h以上
	騒音レベル	85dB(A)以下

議案第161号 除雪ドーザ（ローダ兼用）を買い入れる件

## 入札結果表

契約番号 505300471  
物件名 除雪ドーザ（ローダ兼用）11t級  
納品場所 秋田市寺内字蛭根85番地9 秋田市建設部道路維持課車庫  
入札方式 物品公募型指名競争入札  
開札日 令和5年11月1日  
予定価格 30,665,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）  
落札金額 17,800,000円（消費税および地方消費税を除いたもの）  
落札者 ロジスネクスト東北株式会社秋田支店

番号	商号又は名称	入札金額	摘要
1	ロジスネクスト東北株式会社秋田支店	17,800,000円	落札
2	コマツ秋田株式会社秋田支店	18,800,000円	
備考 入札金額は、消費税および地方消費税を除いたもの。			

## 除雪ドーザ（ローダ兼用）の買入れについて

### 1 品名および数量

除雪ドーザ（11t級） 1台

### 2 性能

除雪幅（アングル角30度時） 2.98m以上  
除雪能力（プラウ排雪） 2,500t/h以上  
走行速度（前進） 34km/h以上

### 3 納期

令和6年11月29日

除雪ドーザ（ローダ兼用） 11t級



道路維持課  
（秋田市寺内字蛭根85番地9）

#### 【シャシ関係】

水冷、ディーゼル機関、車体屈折式、全鋼製密閉形  
クイックカブラ式、マルチプラウ形油圧式

#### 【車体関係】

全長（除雪装置地上、ストレート時） 8,100mm以下  
全長（プラウ接地、最大アングリング時） 9,000mm以下  
全幅 2,500mm以下  
全高 3,700mm以下  
車両総重量 12,000kg以上  
～14,000kg未満  
最小回転半径 5.5m以下  
乗車人員 2人

#### 【性能】

除雪幅 2.98m以上  
除雪能力 2,500t/h以上  
走行速度（前進） 34km/h以上  
走行速度（後進） 15km/h以上  
最大けん引力 86.0kN以上  
騒音レベル 85dB(A)以下